

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を照会したところ、昭和61年4月から62年3月までの期間が未納となっていることが分かった。

国民年金保険料は、市役所又は金融機関で夫婦一緒に納付しており、所持している確定申告書の控えからも保険料を納付していることが確認できるので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた関係資料として昭和61年の確定申告書を提出しているところ、その社会保険料控除額からは、申立期間の同保険料を納付していた状況は確認できなかったものの、申立人は事業を行っているとしており、当該期間の営業収入は一定していることが提出された確定申告書から確認できる上、戸籍の附票によると、申立人夫婦に転居等の生活状況の変化はみられないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所又は金融機関で夫婦共に納付したとしており、申立期間前後において複数回の未納期間が存在するものの、オンライン記録によると、申立期間の前後は納付済となっている上、その納付状況から複数回の過年度納付が確認できることから、申立人夫婦が、12か月と比較的短期の申立期間について納付せずに未納としておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を照会したところ、昭和61年4月から62年3月までの期間が未納となっていることが分かった。

国民年金保険料は、市役所又は金融機関で夫婦一緒に納付しており、所持している確定申告書の控えからも保険料を納付していることが確認できるので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた関係資料として昭和61年の確定申告書を提出しているところ、その社会保険料控除額からは、申立期間の同保険料を納付していた状況は確認できなかったものの、申立人夫婦は事業を行っているとしており、当該期間の営業収入は一定していることが提出された確定申告書から確認できる上、戸籍の附票によると、申立人夫婦に転居等の生活状況の変化はみられないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所又は金融機関で夫婦共に納付したとしており、申立期間前後において複数回の未納期間が存在するものの、オンライン記録によると、申立期間の前後は納付済となっている上、その納付状況から複数回の過年度納付が確認できることから、申立人夫婦が、12か月と比較的短期の申立期間について納付せずに未納としておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和41年4月から43年3月まで
③ 昭和45年1月から同年3月まで

私は、20歳になって国民年金に加入した。当時はA市で仕事をしていましたが、事業主が加入手続を行ってくれたのか、母親か祖父が行ってくれたのか、はっきりしない。国民年金保険料の納付については、A市に在住の時は事業主又は祖父か母親が、B市やC市に在住の時は祖父か母親が納付してくれていたと思う。私が保険料を納付し始めたのは、記憶は定かではないが、28歳のころ、再婚してからだと思う。その後、妻に特例納付の納付書が送られてきたことがあったが、私には送られてこなかったもので、私には未納が無いと思っていたのに未納とされている期間があり、記録訂正のために申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記憶は定かではないが、申立人の祖父か母親、または申立人自身が国民年金保険料を納付したのではないかと主張しているところ、申立期間③については、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和43年4月から44年12月までの期間(21か月)の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる上、申立期間以降31年もの間、国民年金保険料を未納無く納付していることが確認できることから、3か月と短期間の申立期間③について、申立人が納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の状況から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月か

ら5月ごろにB市で払い出されたものと推認できるところ、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該払い出しの時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することが困難であったものと推認される。

また、申立人は、申立期間①及び②についての保険料納付等について、具体的に記憶していない上、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②において、申立人の国民年金保険料が納付された状況は確認できない。

さらに、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

私は、平成8年2月に、A事業所から申立期間中の同年3月まで短期のB担当業務の辞令を受けた。勤務期間が2か月不足であったため、厚生年金保険には加入できないことから、国民年金の手続を行うように指導を受け、すぐにC町役場（現在は、D市）でその手続を行い、保険料もその役場又は近くの郵便局で納付したと記憶しているが、ねんきん特別便で、この期間の記録が無いことを知った。国民年金については、私の母親が、私が学生であった時から保険料を納付してくれており、年金の重要さもよく知っていたので、申立期間のみ、その手続を怠るとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年*月に国民年金に加入し、加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間について、A事業所から2か月間と短期雇用の辞令を受けB担当業務に就いていた期間で、同事業所から厚生年金保険に加入できないとの指示を受けた上で国民年金への種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A事業所によると、申立人の主張どおりの取扱いであったことを証言している上、申立人は、大学卒業後、申立期間以前にも複数回、短期でB担当業務の職に就いていることから、申立人は厚生年金保険被保険者資格を取得できないことを認識していたことがうかがえ、短期雇用の辞令を受けた同年2月時点において、申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失に併せて国民年金への種別変更を行ったとする申立人の主張

に不自然さはない。

また、申立人のオンライン記録及びC町の国民年金記録によると、申立期間中の平成8年2月13日に、申立人に対し、申立人が厚生年金保険被保険者となった6年4月から同年11月までの期間及び7年1月から申立期間直前の同年12月までの期間の国民年金保険料が過誤納であるとして還付決定されている。このことについて、年金事務所によると、当該還付は、本人請求による決定であるとしており、前述のとおり、国民年金の種別変更手続を行ったとする申立人の主張と、当該還付の請求をしたと考えられる時期は符合することから、申立人は、国民年金への種別変更手続と還付請求の手続を同時に行ったものと考えられ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、種別変更手続を行いながら、申立期間の国民年金保険料を納付しないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので年金記録を確認すると、申立期間①及び②の納付記録が無いことが分かった。

国民年金は、昭和36年の制度創設当初に強制的に加入させられ、集金人に国民年金保険料を納付しているのに、社会保険事務所(当時)では、同年4月から38年2月までの期間が国民年金の被保険者期間では無いという回答をされるなど、年金記録がおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金保険料を未納とすること無く納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和43年度以降において、申立期間②を除き未納期間が無いことが確認できる。

また、申立人は、申立人の夫に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年11月以降に国民年金保険料の納付を開始したことが確認でき、この時点で、60歳まで国民年金保険料を未納無く納付しても、国民年金の老齢年金(当時)の受給資格(300月)を満たすことができない状況にあったところ、オンライン記録によると、申立人は43年4月から国民年金保険料を納付していることが確認でき、これは、申立人が所持している領収書を見ると、申立人は、申立期間②前後の43年4月から45年12月まで、並びに昭和46年度及び47年度の第4期分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、前述のとおり、申立人の夫に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年11月以降に国民年金保険料の納付を開始し、過年度納付

を行っていることが確認できるところ、A市の収滞納一覧表をみると、その夫は、申立期間②について過年度納付していることが確認できることから、申立人が、3か月と短期間の申立期間②の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は39年9月24日に前夫と夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が国民年金に加入したとする時期と相違する上、当該払出しの時点において、申立期間①のうち一部の期間は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立期間①のうち昭和36年4月から38年2月までの期間が未加入期間、それ以降43年3月までが未納期間と記録されているところ、申立人の前夫も同様の記録となっていることが確認できる上、84か月と長期間の申立期間①の納付記録がすべて欠落するとも考え難い。

さらに、申立人の友人は、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していたことを証言しているものの、申立人の国民年金保険料の納付等に関し具体的な証言は得られなかったことから、この証言によって、申立期間①の国民年金保険料の納付があったものと認めるのは困難である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、昭和59年10月にA事業所を退職後、60年9月にB社に入社し、同月にC支所に配属になった。職に就いていなかった期間の年金については、母親がD市で国民年金の加入手続を行ってくれ、3か月の保険料支払いを済ませていた。私は母親から、共済年金と厚生年金保険との空白期間をつなげる必要性について聞き、国民年金保険料を完納しない場合は、将来、不利益を被ることを認識していた。B社に就職して、しばらくして私はC市役所の担当窓口を訪れ、「共済年金と今の厚生年金保険の間を埋めたいので、国民年金保険料を一括で払いたい。」と伝え、指示に従い手続を行って保険料を納めた。私は、これで現在までの年金はつながったものと安心していった。しかし、平成7年に住宅ローンを金融機関に申し込んだところ、国民年金に未納期間があると指摘を受けた。私は、共済年金とつなげるために、自らC市の窓口へ赴き国民年金保険料を納めたのに、未納部分があると知った時、強い憤りを感じた。共済年金と厚生年金保険との空白期間を埋めるために国民年金の手続を行ったのであり、当時、意味の無い未納期間を残しておいたとは考えられない。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続は、母親がD市で行い、3か月分の保険料を納付したと聞いた。また、共済年金と厚生年金保険との空白期間を埋めてつなげる必要性についても言われた。」としているところ、申立人の母親によれば、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付等について、申立人と

同様の証言を行っている上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は、昭和60年6月7日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録においても、同年4月から同年6月までの3か月分の保険料が同年7月3日に納付されていることが確認できることから、申立人及びその母親の証言内容と一致しており、申立内容には信憑性^{びよう}がうかがえる。

また、申立人は、昭和60年9月に赴任したC市において、「共済年金と厚生年金保険の空白期間をつなげるために同市役所で手続きを行い、指示に従って保険料を納付した。」と主張しているところ、同市によると、申立期間当時、窓口で被保険者が過年度納付を希望した場合、納付書を発行していたとしている上、オンライン記録によれば、申立人の同年7月及び同年8月分の保険料について、61年9月4日に過年度納付されていることが確認でき、さらに、同年6月14日に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立人が申立期間を除く他の期間のみを過年度納付することは不自然である。

加えて、申立人は、C市に在住していた期間においては厚生年金保険被保険者期間中であり、過年度納付を行うほかに申立人が同市の国民年金担当窓口を訪問する理由は考えられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年3月まで

私は、昭和58年4月末にA社を退職後、年金と健康保険は継続しておかなければならないという思いから、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。申立期間当時、国民健康保険料を支払っており、市民税及び県民税も支払っていたが、国民年金保険料だけが支払われていないという記録になっている。年金と健康保険は継続するという気持ちであったのに、約1年もの間、国民年金保険料だけが未納となっているのはおかしい。当時、支払能力が無かったわけではなく、納付書が届いていれば、必ず納付していた。

国民年金保険料が未納とされている理由が見つからないので、きちんと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金手帳払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は昭和59年6月に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに加入したものと推認できるところ、C年金事務所によると、申立期間当時、国民年金保険料の時効到達前の未納期間がある被保険者の調査を1年に1度実施しており、該当者には過年度納付書を送付していたとしていることから、申立人は、申立期間に係る過年度納付書を受けて当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人によれば、申立期間当時、国民年金保険料、国民健康保険料、市民税及び県民税等の支払いは当然に行っていたとしているところ、申立人が保有している領収書によれば、これらの支払いは期限前に確実に行われていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料についても、納付書が送付されれば当然に支払っていたとする申立人の主張内容は信憑性がある上、申立期間は11か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年7月から62年9月まで

私は、ねんきん特別便が届いたので、年金記録を確認すると昭和61年7月から62年9月までの期間が未納であることが分かった。

しかしながら、私は、昭和61年4月ごろ、労働保険事務組合の社会保険労務士から指導されたので、妻が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を夫婦一緒に納めていたにもかかわらず、私だけ未納とされている記録に納得できない。

なお、領収書は保存義務期間を過ぎてしまい、破棄してしまったが、昭和61年分の確定申告書には、年金額が計上されているので第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が納付してくれていたと主張しているところ、申立人の妻は、昭和50年11月に国民年金に任意加入し、以降、約10年にわたり付加保険料を含め未納期間も無く国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について現年度納付は行っていなかったものの、過年度納付を行っていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の妻が、自身の国民年金保険料を納付しながら、夫の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、昭和61年分の確定申告書を提出しているところ、その社会保険料控除額からは、申立期間の国民年金保険料を納付していた状況は確認できないものの、その申告書に記載のある当時の収入から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することができない経済的な事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年8月から17年3月までを24万円、同年4月を28万円、同年5月及び同年6月を26万円、同年7月から18年8月までを28万円、同年9月から19年1月までを26万円、同年2月から同年6月までを28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年7月から同年10月までの標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（28万円及び26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準報酬月額に係る記録を同年7月及び同年8月を28万円、同年9月及び同年10月を26万円とすることが必要である。

さらに、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、平成15年7月20日、同年12月28日、16年7月17日及び同年12月28日は30万円、17年7月20日は28万円、同年12月28日は27万3,000円、18年7月20日は29万2,000円、同年12月28日は27万3,000円及び19年7月20日は29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和24年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年8月1日から19年11月1日まで
ねんきん定期便と保管していた給与明細書と照合の結果、標準報酬月額と実際の支給額及び納付されている保険料額と実際に徴収された保険料額に相違があるため、給与支払額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出があった市民税県民税課税証明書及び給与明細書において推認及び確認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成13年8月から17年3月までを24万円、同年4月を28万円、同年5月及び同年6月を26万円、同年7月から18年8月までを28万円、同年9月から19年1月までを26万円、同年2月から同年6月までを28万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年7月から同年10月までの標準報酬月額の記録については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年1月に24万円から34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出があった給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から平成19年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円の標準報酬に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、「賞与は1か月分の基本給くらいあった。」と供述しているところ、申立人から提出があった平成17年1月から20年12月までの給与明細書によると、毎年7月及び12月に賞与が支給されていることが確認できることから、15年及び16年においても賞与が支給されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出があった市民税県民税課税証明書及び給与明細書において推認及び確認できる厚生年金保険料から、平成15年7月20日、同年12月28日、16年7月17日及び同年12月28日は30万円、17年7月20日は28万円、同年12月28日は27万3,000円、18年7月20日は29万2,000円、同年12月28日は27万3,000円及び19年7月20日は29万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月27日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月26日から平成9年1月27日までの間、継続してA社に勤務していたが、C支店からB工場に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和38年4月27日に同社C支店から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和38年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付を確認できる当時の書類が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和44年4月1日、C社D工場に入社し、平成17年6月に退職するまでの間、継続して勤務していたが、A事業所から関連会社のE社F工場に異動したときの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る労働者名簿及び経歴証明により、申立人は、同社に昭和44年4月1日に入社し、平成17年6月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社は、「E社F工場は当社の子会社工場であり、申立人との雇用契約は当社と継続していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が、申立人と同時期にA事業所からE社F工場に異動したと記憶する元同僚は、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと思料するが、当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社本店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月20日から同年6月1日まで

私は、昭和24年4月にA社に入社し、同社B支店で勤務していたが、25年5月17日付けで本店に転勤した。

しかし、ねんきん特別便によると、昭和25年5月20日から同年6月1日までの期間が空白になっている。当時の辞令も所持しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の履歴原簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和25年5月17日に同社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和25年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が提出した資格取得届の控えにより、事業主が資格取得日を昭和25年6月1日と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和47年3月1日と認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年3月2日まで

私は、昭和37年3月17日付けでC社（現在は、A社）に入社以来、平成10年7月31日に退職するまでの間一度も退籍したことが無いのに、47年3月1日付けで同社D支店から同社B支店に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録に1日の空白があるのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明、転勤辞令（会報）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和47年3月1日にC社D支店から同社B支店に異動）していたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和47年3月1日とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月16日から同年10月16日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、平成17年3月31日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

昭和48年9月16日には、本社からB工場に異動したが、ねんきん特別便によると、同年9月分の年金記録が抜け落ちており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社が提出した従業員名簿、職員カード及びC健康保険組合が提出した証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和48年9月16日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和48年10月の厚生年金保険被保険者名簿から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年5月24日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月24日から同年6月1日まで

昭和50年4月1日にA社D支店に入社し、52年5月24日に同支店からC支店への転勤辞令を受け54年1月10日まで継続勤務したが、同支店での資格取得日が52年6月1日になっており厚生年金保険の被保険者期間の記録が1か月抜けているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳、厚生年金保険被保険者台帳及び同社厚生年金基金の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和52年5月24日にA社D支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和52年6月1日となっているが、B社から提出された申立期間当時にA社において使用されていた厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社C支店での資格取得日は同年5月24日であることが確認できる上、厚生年金基金の資格取得日も同日であることが確認でき、B社は、「申立期間当時、A社では複写式の届出用紙を使用していた。」と回答していることから、厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年5月24日に厚

生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び申立人のA社C支店に係る昭和52年6月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から48年3月まで

昭和49年に結婚した後、私がそのころまで国民年金を掛けていなかったことに妻が気付いた。その頃は、保険料をさかのぼって支払える時期であり、それを知った妻が市役所の支所へ相談の後、まとめて10万円程度の保険料を支払った。当時としては結構まとまった金額だったので、妻が金額をはっきりと記憶している。ところが「ねんきん特別便」を見ると、まとめて支払った部分の記録が未納とされていることが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に婚姻後、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって納付できることを集金人から聞いたので、同年ごろに、10万円程度の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月13日に払い出されていることが確認でき、申立人の同手帳記号番号の前の任意加入被保険者の加入状況から、申立人は50年12月20日以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったとする時期と相違する上、国民年金の加入手続を行う以前に、国民年金保険料の特例納付を行ったこととなる主張内容は不自然である。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料をA市役所B支所で納付したと主張しているところ、A市によると、同支所では特例納付に係る国民年金保険料を含む国庫金は納付できなかったとしており、申立人の妻の主張と相違する。

さらに、申立人が特例納付を行ったとの話を聞いたとする知人によると、申立人がまとめて国民年金保険料を納付した旨の話は聞いたとしているものの、

申立人の具体的な納付状況は承知していないとしており、この証言をもって、直ちに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものとするのは困難である。

加えて、申立人の妻は、申立期間の特例納付を行った時期について、口頭意見陳述において、国民年金の加入手続後、24 か月の国民年金保険料を過年度納付した後に納付したと主張していたところ、その後、結婚した後の昭和 49 年ごろであったと訂正するなど、申立内容があいまいである上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び8年8月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月
② 平成8年8月から11年2月まで

私が平成3年8月にA社を退職後、母親がB市C区役所に行き国民年金の加入手続を行ってくれ、その後、保険料を納付してくれた。(申立期間①)

また、私は、平成8年7月にD国に留学したが、自宅には納付書が送られており、母親が年金事務所に問い合わせたところ、「空白の期間が発生すると、将来の年金受取りの際に困りますよ。」と説明され、C区役所に行き、何か月かの保険料を納付し、その後も保険料を納付してくれていた。(申立期間②)

継続して国民年金保険料を納付していたのに、2か所も納付していない期間があることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B市の国民年金収滞納一覧表によれば、申立期間を含む平成4年6月から5年3月までの期間について、申立人の国民年金被保険者資格の喪失を示す「ソ」が入力されていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間が「未加入」期間から「未納」期間へと追加入力されたのは8年7月30日であることが確認できることから、申立期間当時、納付書が発行されておらず、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

申立期間②については、申立人によれば、平成8年7月ころからD国へ約2年半の期間、留学したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、国民年金被保険者資格を同年同月1日に取得した6日後に同資格を喪失しており、その後、16年3月21日に同資格を再取得(平成11年3月から16年2月までは厚生年金保険被保険者期間)するまで、国民年金の手続を行っていないことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間②のうち、平成9年1月以降の期間については、基礎年金番号が導入された以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われたことから、この時期における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、当該期間について納付書が発行され、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②について、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から57年3月まで
私が20歳に達して、A市役所から国民年金に加入する連絡を受けたので、昭和55年1月ごろに国民年金に加入し、20歳からの数か月の国民年金保険料を納付した後は、A市の集金人に納付してきた。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、20歳以降の2年以上の期間が未納とされていることが分かった。当時の領収書といった証拠となるものは無いが、未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月ごろに国民年金に加入し、20歳に到達した月以降の国民年金保険料をまとめて納付した後は、集金人に納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は57年8月に払い出されていることが確認でき、申立人が加入したとする時期と相違する上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記払出しの時点において、申立期間のうち昭和55年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であることから、申立人が国民年金に加入後、20歳に到達した54年*月までの期間の国民年金保険料を納付したとする記憶とも相違する上、申立人には、これ以外さかのぼって納付したとする具体的な記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年2月まで

私が大学に在学中の20歳になったころ、A町役場（現在は、C市）で勤務していた叔母が、同役場で、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、その後、就職するまで保険料を納付してくれていた。亡くなった父親は家庭内において、老後に備えて年金に加入することは大事であり必要であると常々言っていた。また、母親は、私のねんきん特別便が届いた時に加入記録を見せると、私が大学生の時に20歳から就職するまで国民年金に加入し、掛金を払ってくれていたと言っていた。申立期間の記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和55年2月18日に払い出されており、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、同年1月12日資格取得、同年2月5日に受付と記載されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者原票においても、申立期間は未加入期間となっていることから、制度上、申立人は当該期間に保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の叔母がA町で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の上記の国民年金手帳記号番号は同町で払い出されており、同じ町内で同じ氏名の被保険者に対して複数の同手帳記号番号が払い出されたとは考え難い上、加入手続き及び保険料納付を行っていたとする申立人の叔母及び両親は既に死亡しており、申立人自身は直接関与していないため、当該期間に係る加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私は、明治生まれの厳格な祖父から、「20歳になったら必ず国民年金を納めなさい。」と言われ、20歳になる前日にA市B区役所へ出向いて加入手続を行い、2か月分の保険料を納付した。その後、勤務先の関係で、B区内の実家からC区及びD区内のマンションに移ったが、転居の手続を行わなかったため、実家に納付書が届いていた。実家に帰ったとき、祖父から、「年金を納付しておいたぞ。」と言われて、領収印が押された納付書の綴りを手渡された記憶がある。

ねんきん定期便を見て、加入時に保険料を納付していたと思っていた期間が未納であることを知り大変驚いた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月については、申立人によれば、20歳になる前日にA市B区役所で加入手続と同時に当該保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は3年1月に払い出されていることが確認でき、同番号の前後に平成2年度の免除申請者が確認できることから、このころに加入手続を行ったものと推認され、この時点において当該期間の保険料は過年度納付となることから、同区役所で保険料を納付することができず、申立人の主張内容と符合しない。

また、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの期間については、申立人は、当該期間の保険料の納付は申立人の祖父が行ってくれたと主張しているが、申立人の祖父は既に死亡しており、申立人は直接納付に関与していないため、当該期間に係る具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し

払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和51年に夫の仕事の関係で一時的にA町に赴いたが、留守宅の管理を頼んでいた私の姉が、B市から送付された国民年金保険料の納付書を見付け、市内の銀行で保険料を納付してくれた。その後、私が帰宅した際にも同年度の納付書が再度届いたので、よく確認しないまま保険料を納付し、それぞれの領収書を大切に保管していた。

平成20年にねんきん特別便が届き、領収書を調べた結果、重複納付が判明したので、社会保険事務所（当時）へ出向いて調査を依頼したところ、当該期間の保険料は昭和58年4月25日に還付したとの文書回答を受けた。私には、還付された覚えも無い上、送金された銀行や口座番号も記載されていなかったため、再び社会保険事務所に行き、この還付について説明を求めが、当時の事情は分からないとのことであった。詳しく調査の上、当該期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

還付整理簿によると、申立人に対して、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料相当額である1万6,800円について、重複納付を理由として、58年3月30日に還付が決定され、同年4月25日に支払われた旨の記載があり、還付金額及び決定から支払いまでの日数など還付整理簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人から聴取しても、受け取った記憶が無いというほかに還付金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年12月までの期間及び61年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から60年12月まで
② 昭和61年2月

昭和55年3月に大学を卒業後、父の経営する店に同年4月から勤務し、同時に自分でA市役所に行って国民年金の加入手続を行った。

当時、店に集金に来ていたB銀行C支店の行員に、店の中で毎月納付書と現金を手渡し、納付書に領収印をもらう形で保険料を納付しており、一緒に勤めていた母も納付していたことを知っている。また、年末調整をD会計事務所の税理士に頼んでおり、その中で社会保険料が控除されていた記憶がある。その後、勤務先も変わらず、昭和63年2月の結婚まで同じ方法で納付していたが、年金記録は55年4月から60年12月まで保険料が未納となっており、なぜ、納付した記録が無いのか分からない。

申立期間を詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和61年2月1日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年2月下旬から同年3月上旬までの間に加入手続を行ったものと推認できる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②当時、申立人は被保険者として取り扱われておらず、保険料を納付することができない期間であったと推認できる上、申立人は、保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶も無いとしている。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたと証言している申立人の母親及び申立人が勤務していた事業所が委託していた会計事務所の証言からは、その内容が申立期間中であることを特定できる具体的な事情は確認できず、申立期間の保険料の納付を証明できる資料も無い。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金記録では、申立期間①及び②に係る保険料の納付記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立期間

②の直前である昭和 61 年 1 月分の保険料は、納付済みであった 63 年 2 月分の保険料が第 3 号被保険者期間であることが確認されたため、63 年 4 月に充当処理をされたものであることが確認できることから、当時、申立期間①及び②を含む 55 年 4 月から 61 年 2 月までの期間は、保険料の未納期間であったことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせるその他の周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月の国民年金定額保険料及び付加保険料並びに同年10月から52年2月までの期間及び53年8月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月
② 昭和50年10月から52年2月まで
③ 昭和53年8月

昭和50年9月21日にA社を退社したことを契機にB市役所で国民年金の加入手続を行い、その時に付加年金にも加入した。

切れ目無く手続したので、同年9月分の国民年金保険料が未納となっていることはおかしい。記録では、52年3月から付加年金に加入したことになっているが、実際は50年9月から付加年金に加入していたと思う。また、53年8月25日付けでC社を退職した後にもすぐに国民年金に加入し、併せて付加年金も申し出した。国民年金には、切れ目無く加入し、その都度最初から付加年金を付けて保険料を納付しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年9月21日まで勤務していた会社を退職後、すぐにB市役所で国民年金の加入手続を行い、当該時点から付加年金に加入し、定額保険料及び付加保険料を納付してきたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は52年4月に払い出されており、このころに初めて加入手続を行ったものと推認される上、B市の国民年金被保険者名簿において申立人が最初に被保険者資格を取得した日は50年10月20日とされており、国民年金被保険者原票においても同資格の取得年月日は同日と記録されていることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料及び付加保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間②については、B市の国民年金被保険者名簿において、申

立人は、付加保険料の納付に関して、所得比例制の取得欄に昭和52年3月14日と記録されており、このころから付加保険料を納付すべき者として資格を取得したことが確認できるところ、当該時期より前の期間については、付加保険料の納付対象者とされておらず、付加保険料はさかのぼって納付することはできないことから、当該期間に付加保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間③については、B市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の付加保険料の納付に関する記録として、申立人の会社勤務により、昭和53年1月21日に所得比例制の資格を喪失した後、同年9月11日に同資格を再度取得していることが確認できることから、申立期間については付加保険料の納付対象者とされておらず、当該期間に付加保険料を納付していたことを確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料及び付加保険料の納付に係る記憶が具体的ではない上、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金定額保険料及び付加保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金定額保険料及び付加保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年5月まで

私は、昭和47年3月に結婚した後、伯母の強い勧めもあり、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その窓口で納付書を受け取った。申立期間の国民年金保険料は、B銀行C支店で納付していたが、ねんきん特別便を見ると、社会保険庁（当時）の記録では未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳によると、初めて被保険者になった日は「昭和51年6月14日」と記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳においても、同日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、その記録は一致している。

また、申立人は国民年金の任意加入の対象者であり、制度上、加入時点からさかのぼって加入することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間となる上、昭和47年4月ごろに、申立人に対し上記手帳に記載された国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は3か月ごとに9,000円から1万円ぐらいを納付していたとしているところ、申立期間当時の保険料額は、1か月当たり450円から1,400円までで推移しており、申立人の記憶と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年3月まで
当時、A町（現在は、B市）では、村の婦人会の方が各家庭を訪問し、厚生年金保険に加入していない人は20歳になればほとんど強制的に、ほぼ全員を国民年金に加入させていた。私の姉が、私の国民年金保険料も一緒に納付してくれていた。姉と一緒に納付してくれていたのに、私の記録だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、C県内において申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、D市を管轄するE社会保険事務所（当時）で昭和44年4月に申立人に対する国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、申立人は、申立人の国民年金保険料は、申立人の姉がA町で集金人に納付していたと主張していることから、当該手帳記号番号で申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の姉は、申立人の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付したと証言しているところ、申立人に係る国民年金の加入手続について具体的な記憶は無いとしており、この証言によって、申立期間の国民年金保険料の納付があったものと認めるのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年8月まで

私は、夫に勧められて、長女を出産した翌月の昭和42年*月ごろにA市役所へ電話し、職員が自宅に来て、国民年金の加入手続を行った。同月から毎月、集金人に国民年金保険料を納付し、シールを領収書の代わりにもらっていたのに未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女を出産した翌月の昭和42年*月ごろに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は47年8月2日に払い出されていることが確認できる上、当該記号番号に係る申立人が所持する国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及びA市の収滞納一覧表によると、すべて同年9月11日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得した記録で一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されているところ、申立期間のうち、申立人の夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失している昭和42年10月及び同年11月以外は、申立人は任意加入の対象者となることから、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、上記手帳記号番号の払出し時点では、同年10月及び11月は時効のため国民年金保険料を納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の旧姓で上記とは別の国民年金手帳記号番号が、昭和36年11月15日に払い出され、当該記号番号の保管区分欄に「不在」と押印されていることが確認できるところ、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳を見ると、同年4月1日に強制加入して以

降、昭和 37 年度及び 38 年度の国民年金保険料の申請免除が承認された以外は未納と記録されており、49 年度の備考欄に「この年度まで進達済」のスタンプ印が押されていることが確認でき、当該台帳は 50 年度以降、使用された形跡がうかがえない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 62 年 7 月 1 日から 63 年 7 月 31 日まで
A社には正社員として勤務していた。B社では、派遣社員として勤務した。
昭和 62 年秋には、健康保険を使い治療をした。年金記録に不備がある。
記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 62 年 4 月 1 日からA社に勤務しており、同種の仕事に従事していた元同僚二人を記憶している。」と主張しているが、同社に係るオンライン記録によると、元同僚二人のうち一人について、同姓の厚生年金保険被保険者は確認できるものの、当該被保険者は、申立期間終期の同年 6 月 30 日の約 3 か月後に同被保険者の資格を取得しており、他の一人についての記録は確認できない。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚 33 人に申立人の勤務実態について照会し、そのうち 14 人から回答を得たが、複数の元同僚は、「申立人に記憶は無い。当時、入社後すぐには正社員にはなれず、見習期間を経て正社員になったと思う。そのために年金記録が無いと思う。」旨、それぞれ証言している。

さらに、A社は、「申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書が保管されており、この期間内に申立人の手続は無い。当時、申立人は試用期間としての取扱いをされており、厚生年金保険被保険者資格の取得手続は行われていないと思う。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしもすべて

の従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時のA社に係るオンライン記録によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人が記憶している元従業員の証言から判断すると、申立人は、B社において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記元従業員は、「当時は、6か月間の契約社員制度があり、当該契約社員が厚生年金保険に加入することは少なかった。」と証言している。

また、B社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員23人に申立人の勤務実態について照会し、そのうち6人から回答を得たが、複数の元従業員は、「申立人に記憶は無い。当時、6か月ごとの契約社員を経て正社員に登用されていた。特に本人からの申出が無ければ厚生年金保険には加入しなかった。」、「試用期間の者や臨時社員などは、厚生年金保険に加入しない制度があった。」旨、それぞれ証言している。

一方、申立人は、「B社から派遣された事業所において一人で勤務していた。私が休暇の時に交代で派遣されていた複数の元同僚及び派遣先での前任者に記憶がある。」と供述しているところ、当該事業所に係るオンライン記録によると、交代で派遣された複数の元同僚については、所在を確認することができず、同派遣先の前任者については、同姓の厚生年金保険被保険者は確認できるものの、当該被保険者の年齢及び性別が申立人の記憶とは異なるため、申立人が記憶する当該元同僚であると確認することはできない。

これらのことから判断すると、申立期間当時、B社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても入社してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

また、B社は、「申立人に係る資料は保管しておらず、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、申立期間当時の当該事業所に係るオンライン記録によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで

私は、それまで勤務していたA社が平成6年3月に倒産した後、同年5月か6月からB社の事務所で机を借り仕事をしていた。その後、同社の誘いで同年10月1日から8年12月1日までB社に社員として勤務し、毎月、保険料関係と税金で6万円から7万円くらい給与から控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の記録は無い。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年5月か6月からB社の社内で机を借りて仕事をしていたところ、C職が空いたとして入社を誘われ、同年10月1日に同社に入社した。」と主張している。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立人は申立期間中の平成6年12月にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員を記憶していないと供述している上、申立人のC職の前任者と思われる元従業員の同社に係る被保険者資格喪失日は、7年11月16日であることが確認できるところ、当該元従業員は「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人も「当該元従業員を記憶していない。」と供述している。

さらに、申立期間当時のB社の事務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に手続していた。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、平成8年2月1日であり、

厚生年金保険の同資格取得日の記録と一致する。

加えて、上記のB社の元事業主は、「新規採用者には試用期間があった。中途採用者は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、同社の元従業員も「試用期間があった。」と供述しており、元事業主及び上記の事務担当者は、「加入手続前の従業員の給与から厚生年金保険料は控除しない。」とそれぞれ供述している。

これらのことから判断すると、申立人はB社に入社した後、試用期間が経過した平成8年2月に同社において厚生年金保険に加入した可能性が考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 62 年 2 月 1 日から平成 2 年 7 月 31 日までの間、年俸 500 万円の約束で A 社において勤務していたが同年 1 月 1 日までの標準報酬月額が当時もらっていたと記憶する給与より低い 9 万 2,000 円とされているので、標準報酬月額を退職時の 38 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時に支給されていた報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が相違している。」と主張しているところ、申立人に A 社を紹介したとする大学の後輩は、「当時の B 職の相場は 20 万円から 30 万円であったが、プラスアルファがあったと思う。」と供述しているものの、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A 社は既に廃業し、オンライン記録によると、平成 10 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の妻は、「事業主は既に死亡しており、廃業に伴い資料はすべて処分していることから、申立期間当時のことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録を確認しても、昭和 62 年 2 月 1 日に資格取得してから標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月から同年 2 月 1 日まで
② 平成 2 年 4 月 22 日から同年 11 月まで

私は、平成 2 年 1 月から同年 11 月まで A 社で勤務したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 2 年 1 月から同年 11 月までの間、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、同社が保管する申立人に係る労働者名簿によると、申立人の雇用年月日は同年 2 月 1 日、解雇退職日は同年 4 月 20 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A 社が保管する申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書によると、離職日は平成 2 年 4 月 20 日であり、申立人の雇用保険の記録と一致する。

さらに、A 社が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、平成 2 年 2 月、同年 3 月及び同年 4 月分の給与金額並びに同年 2 月及び同年 3 月の厚生年金保険料控除金額の記載が確認できる上、申立期間について給与金額及び厚生年金保険料控除金額の記載は確認できない。

加えて、A 社が保管する、申立人から受領した平成 2 年 4 月 16 日付けの手紙「A 社に籍を置く皆様へ」によると、「今月（4 月）をもって退社する事に致しました。」旨の記載が確認でき、申立人が同月に同社を退社する意思表示をしたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年1月1日まで

② 昭和25年6月13日から同年9月1日まで

申立期間①は、叔母を入社保証人として、A社で叔母と共に働いた。
仕事内容はB原料からC製品等を作っていた。

申立期間②は、叔父に誘われて、D社を退職後、すぐにE社F工場に雇用された。

申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「叔母と同じ会社のA社で働いていた。」と主張しているところ、i) 申立人と同日の昭和25年1月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人の叔母は、「入社時期ははっきり記憶していないが、申立人と一緒に勤務しており、事業所名はA社だった。厚生年金保険の記録はD社となっているので、会社がそのような社名で届出していたのだと思う。」と証言していること、ii) 同社の事業主の姓はA社の社名の一部であるGであること、iii) 同社はその後事業主の姓(G)を含む名称であるH社に名称変更していることから判断すると、申立てに係る事業所はD社であることがうかがえる。

しかしながら、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人及びその叔母の資格取得日と同日の昭和25年1月1日であり、申立期間①は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び保険

料控除等について確認することができない上、同社の複数の元従業員は、「厚生年金保険に加入していない期間、厚生年金保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、申立期間①の期間内である昭和23年8月1日から24年4月3日までの期間、D社と同一の所在地に、同名称の適用事業所があったことが確認できるどころ、申立人及びその叔母によると「私が勤務していたA社の工場と同じ場所にD社という別の会社があった。」と供述している上、当該事業所の元従業員は「当該事業所ではIの原料となるJの製造を行っていた。」と証言しており、申立人が記憶する業務内容（C製品等の製造）と一致しない。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認すると、事業主の氏名も申立人の記憶と異なっており、申立人及びその叔母の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無く、記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「D社を退職後、すぐにE社F工場に叔父に誘われて入社した。」と主張している。

しかしながら、E社F工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人及びその叔父の資格取得日と同日の昭和25年9月1日であり、申立期間②は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、E社F工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主及び申立人の叔父も既に死亡しているため、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない上、同工場における申立人の元同僚は、「厚生年金保険に加入していない時の保険料は控除していないと思う。」と証言している。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月20日から28年2月1日まで

私は、昭和26年2月20日から32年8月1日までの間、継続してA社に勤めていたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年2月20日から父親が役員をしていたA社に勤務していた。」と主張しているところ、i) オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務したとする元従業員の従兄弟は、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、ii) 同社に勤務していた申立人の実妹は、「兄が働いていた期間は分からないが、兄と一緒に働いた記憶はある。」と証言していること、iii) 申立人が記憶する同社工場の近隣住民は、「同社で勤務していた兄から、申立人が26年ごろから同社で勤務していたとの話を聞いた記憶がある。」と証言していること等から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間のころから同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有し連絡先が判明した元従業員3人に対し照会したところ、全員から回答があり、このうち唯一申立人のことを記憶している従業員は、「申立人は工場を手伝っていたと思うが、いつから正式に働いていたのか分からない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立

人は、A社において昭和28年2月1日に被保険者資格を取得し、32年8月1日に同資格を喪失した記録となっており、オンライン記録と一致している上、申立人の実父及び実妹についても、旧台帳の記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 15 日から 45 年 1 月 27 日まで

私は、昭和 42 年 8 月に A 社に入社したが、入社半年を過ぎると夜勤をしなければならないのが嫌で、43 年 3 月に退職し、親類の紹介により翌月 15 日から B 社に入社した（申立期間①）。

その後は、昭和 44 年 2 月に B 社を退職し、C 市に転居後、同年 9 月 15 日に D 社に入社した（申立期間②）。

しかし、年金記録による厚生年金保険の加入日は、これらの会社の入社日と異なっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、公共職業安定所の記録によると、昭和 43 年 9 月 4 日から 44 年 2 月 14 日までの期間について、申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、43 年 9 月 4 日以降は B 社に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月 4 日より前の期間については、申立人が平成 7 年 2 月に E 社に入社する際、同社に提出した履歴書によると、B 社の入社時期が、オンライン記録により F 社における厚生年金保険被保険者期間中であることが確認できる昭和 42 年 4 月と記載されているなど、申立人の記憶はあいまいである。

また、B 社は、「当時の資料は無く詳細は不明であるが、一定の試用期間の後、雇用保険の加入手続きを行い、その後に厚生年金保険の加入手続きをしていたと考えられる。」と回答している上、オンライン記録により、同社において、申立期間①当時（昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間）

に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 24 人に、厚生年金保険の加入時の状況について照会したところ、回答のあった 12 人のうち 5 人が、「厚生年金保険被保険者資格取得日は、記憶している入社日より遅い。」と回答しており、当該 5 人のうち雇用保険被保険者記録が確認できた 3 人は、いずれも雇用保険被保険者資格取得日から 2 か月ないし 4 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、B 社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②については、公共職業安定所の記録によると、当該期間直後の昭和 45 年 1 月 27 日以降に申立人の雇用保険被保険者記録があるが、申立期間②については、同被保険者記録が無く、申立人が、申立期間②において D 社に在籍していたことが確認できない。

また、オンライン記録により、申立人と同じ昭和 45 年 1 月 27 日に D 社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 4 人に厚生年金保険の加入時の状況について照会したところ、回答があった二人はいずれも、「入社後 3 か月間の試用期間があったが、厚生年金保険には入社時から加入していた。」と回答している。

さらに、D 社が保管している厚生年金基金の「加入員資格取得にともなう標準給与決定通知書」によると、申立人の加入員資格取得日は、オンライン記録どおり昭和 45 年 1 月 27 日となっており、同社人事総務部は、「当時も、現在と同じく、厚生年金保険の加入手続は基金の加入手続と同日に行っていた。」と証言している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月7日から24年1月27日まで
② 昭和24年7月30日から同年8月13日まで
③ 昭和27年9月16日から同年11月10日まで
④ 昭和29年5月26日から同年6月1日まで
⑤ 昭和32年6月6日から同年10月12日まで
⑥ 昭和33年4月11日から同年5月21日まで
⑦ 昭和33年7月15日から同年8月23日まで

船員手帳の記録どおり、船員保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の船員手帳によると、昭和23年2月7日から24年8月13日まで、申立人がA社のB丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、A社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和24年1月27日であり、申立期間①については、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人は、昭和24年1月27日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年7月30日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、A社は既に解散し、申立期間①及び②当時の事業主の連絡先は不明である上、申立人と同時期にB丸に乗船していたと考えられる元同僚は、いずれも既に死亡又は連絡先不明であるため、当時の船員保険の加入及び保

険料控除の状況を確認することができない。

加えて、申立人の船員手帳に記載されているB丸の船長の船員保険の記録も、申立人と同じであることが確認できる。

その上、申立期間①及び②のころに、A社の別の船で勤務していた元従業員二人は、「私の船員保険の記録は、船員手帳の記録と一致していない。」と証言している。

- 2 申立期間③については、申立人の船員手帳によると、昭和27年9月16日から28年7月2日まで、申立人がC社のD丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、C社は既に解散し、当時の事業主の連絡先は不明である上、当時の同社の船員保険の被保険者は既に死亡又は連絡先不明であるため、当時の船員保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、C社に係る被保険者名簿及び申立人に係る旧台帳によると、申立人は、昭和27年11月10日に被保険者資格を取得し、28年7月7日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 3 申立期間④については、申立人の船員手帳によると、昭和29年5月26日から、申立人がE社のF丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、E社は、「当時の資料が保存されていないため、船員保険の届出や保険料納付等については不明である。」と回答している上、申立人の船員手帳に記載されているF丸の船長は既に死亡しており、当時の船員保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、E社に係る被保険者名簿及び申立人に係る旧台帳によると、申立人は、昭和29年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人と同時期にF丸に勤務していた元従業員の船員手帳によると、昭和29年5月26日から乗船していたことが確認できるものの、当該元従業員の船員保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、同年6月1日であることが確認できる。

- 4 申立期間⑤については、申立人の船員手帳によると、昭和32年6月6日から同年10月12日まで、申立人がE社のG丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、E社は、「当時の資料が保存されていないため、船員保険の届出や保険料納付等については不明である。」と回答している上、申立人の船員手帳に記載されているG丸の船長の連絡先は不明であるため、当時の船員保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、E社に係る被保険者名簿及び申立人に係る旧台帳によると、申立人は、昭和32年6月6日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人と同じG丸に勤務していた元従業員は、「私の船員保険の記録は、船員手帳の記録と一致していない。」と証言している。

5 申立期間⑥については、申立人の船員手帳によると、昭和 33 年 4 月 11 日から同年 5 月 21 日まで、申立人が H 社の I 丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、H 社は既に解散し、当時の事業主は既に死亡している上、申立人の船員手帳に記載されている I 丸の船長の連絡先は不明であるため、当時の船員保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、H 社に係る被保険者名簿及び申立人に係る旧台帳には、当該期間に係る申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間⑥当時、H 社で船員保険の手続等を担当していた元従業員によると、「船の運航に必要な者については、船員保険に加入させるが、申立人のような短期乗船者については、船員保険の加入手続をしない。加入手続をしない者の給与から、保険料も控除しない。」と証言している。

加えて、H 社に係る被保険者名簿にも、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

6 申立期間⑦については、申立人の船員手帳によると、昭和 33 年 7 月 15 日から同年 8 月 23 日まで、申立人が J 社の K 丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、J 社は既に解散し、当時の事業主は既に死亡している上、当時の船員保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、J 社に係る被保険者名簿及び申立人に係る旧台帳には、当該期間に係る申立人の船員保険の記録は確認できない。

さらに、申立人の船員手帳に記載されている K 丸の船長は、「K 丸は座礁したので、船を放棄した。申立人と一緒に、私も昭和 33 年 8 月 23 日まで乗船していたはずだ。」と証言しているところ、当該船長の船員保険の被保険者記録を確認すると、同年 7 月 30 日に同資格を喪失していることが確認でき、船長も K 丸の沈没前に船員保険の同資格を喪失している。

加えて、J 社に係る被保険者名簿にも、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

7 このほか、申立人が申立期間①から⑦までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 23 日から 33 年 5 月 5 日まで
A社に勤務していた期間の脱退手当金を受給したことになっているが、もらった記憶が無いので、年金記録の調査と訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和 34 年 12 月 8 日に支給決定されているところ、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に 20 年以上加入する必要があることから、申立期間に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約 2 年 2 か月であり、その後の厚生年金保険への加入は別の年金手帳記号番号で資格を取得していること等、申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 21 日から同年 10 月 31 日まで
私は、A社B工場が昭和 20 年*月*日の空襲により大打撃を受けた後も同工場の比較的被害の少ない建物で継続して勤務し、その後、同社C工場に異動して継続して勤務した。申立期間は厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社（現在は、D社）C工場で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、D社は、「当時の人事資料については、焼失した資料以外はすべてB工場に保存しているところ、当該資料を再三確認したが申立人に係る記録は確認できず、申立人に係る当時の状況については不明である。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の確認できた 15 人に当時の勤務状況について確認したところ、7 人から回答を得たが、7 人全員が申立人を覚えておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、上記名簿の申立人の欄の直前欄に記載されている 4 人は、申立人の詳細な供述から申立人と同じグループに在籍して勤務していたことがうかがえるところ、当該 4 人のうち 3 人は申立人と同日又は翌日に資格を喪失した記載が確認できる。

さらに、上記の名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、オンライン記録どおりの記載が確認できる上、不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 20 日から 44 年 3 月 3 日まで
A丸における船員保険被保険者資格取得日と船員手帳に記載されている雇入年月日が相違している。
船員手帳からも、海運局の証明する期間は、勤務していたことに間違いがないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、A丸に係る申立人の雇入年月日は昭和 43 年 11 月 20 日と記載され、当時の海運支局の印が押されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の船員手帳の雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

なお、B行政機関によると、雇入手続時に船員保険の加入の有無を確認し、同保険に加入していなければ雇入れできないとされたのは、平成 17 年以降であり、申立期間当時、船員保険の加入が雇入手続における必須条件ではなかったとしている。

また、申立人と同日の昭和 44 年 3 月 3 日にA丸において船員保険被保険者資格を取得している元同僚が保管する船員手帳における雇入年月日は、41 年 11 月 17 日と記載されていることが確認でき、申立人と同様、船員保険の被保険者資格の取得日と一致しない。

さらに、A丸の当時の事務担当者は、「乗船とほぼ同時に船員保険の加入手

続を行っていたので、船員手帳の日付が社会保険の加入である。加入手続後に給与から保険料を控除していた。」としているものの、申立人が所持する船員手帳によると、申立人は43年11月20日に「C職」で雇い入れされ、44年4月21日に「C職」から「D職」へ変更されているところ、A丸に係る船員保険被保険者名簿における申立人の職務は「D職」と記載されていることから、事業主は、申立人の雇入手続後、直ちに船員保険の加入手続を行っておらず、申立人の職務がD職になったところに船員保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 9 月 29 日まで

年金記録によると、私のA事業所（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年12月1日とされているが、私は、当該事業所で同年2月からC職として勤務していたので、元同僚の同資格取得日と比較した上で、年金記録を訂正してほしい（申立期間①）。

また、年金記録によると、私のA事業所における標準報酬月額は、昭和48年12月から49年7月までは11万8,000円、同年8月は13万4,000円とされているが、私の当時の給与は26万円以上あったと思うので、このことについても調査の上、年金記録を訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が、当該期間当時の元同僚の入社時期について具体的に記憶していることから、当時、A事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立期間①当時のA事業所における社会保険事務の担当者（現在のB社の取締役）は、「入社後、最長1年程度は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人が、「昭和48年2月より前に入社していた。」と供述している元同僚（既に死亡）の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年7月2日であり、申立人が、「同年4月か5月ごろには入社していた。」と供述している別の元同僚の同資格取得日は同年12月1日であることが確認できることから、

同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の取締役は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得の届出は同時期に行い、その際に、従業員に健康保険証を渡していた。」と証言しているところ、申立人は、「入社して7、8か月後に健康保険証を受け取った。」と供述している上、雇用保険の記録によると、申立人の雇用保険被保険者資格取得日は、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ昭和48年12月1日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、A事業所の元従業員から、厚生年金保険に加入する前の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られず、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「C職の給与は、年齢や勤続年数によってあまり差はなかった。」と供述しているところ、元C職の一人は、「給与は、基本給15万円、総額30万円であった。」と証言しており、申立期間②において、申立人の給与の総額は、申立人の主張のとおり、26万円以上であった可能性がうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、上記のA事業所の元C職の申立期間②に係る標準報酬月額は、14万2,000円から16万円までの範囲である上、他の当時の元従業員11人に係る標準報酬月額をみても、8万円から16万円までの範囲であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、特に低額であったとは認められない。

また、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②に係る標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されている等、記録の不自然さをうかがわせる点は見当たらない。

さらに、申立期間②におけるA事業所の給与明細書を所持している元従業員も見当たらない上、申立人が、申立期間②において、その主張する給与に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 17 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、A社を退職したときに脱退手当金として2万円前後を受給したが、B社における厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給していないのに、受給した記録となっている。B社の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と合算して脱退手当金が支給された記録となっているA社で勤務した期間については、脱退手当金を申立期間より前に受給し、申立期間については脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人が主張する時期に脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年10月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない上、申立人が受給したとする脱退手当金額は、オンライン記録の脱退手当金額とおおむね一致することなどから、申立人が脱退手当金を受給したとするA社に係る被保険者期間及び申立期間であるB社に係る被保険者期間を合算して脱退手当金が支給されたと考えるのが自然である。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、A社に係る被保険者期間より以前の

C社に係る被保険者期間及びA社と申立期間であるB社との間のD社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、i) C社に係る被保険者期間については、申立期間と別の記号番号で管理されており、当該期間の番号が統合処理されたのは平成20年10月29日であることが確認できること、ii) D社に係る被保険者期間については、オンライン記録として登録されたのは、年金記録の管理がオンライン化された昭和60年ごろ以降であることがうかがえる上、申立人は、「D社については、試用期間があったので厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、これらの期間が未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年10月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年2月22日から23年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年10月1日まで
② 昭和22年2月22日から23年3月1日まで

申立期間①に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、私にはそのような記憶は全く無い。納得できないので詳細を明らかにしてほしい。

私がA社で勤務を始めたのは、昭和22年2月22日であり、勤務期間当初の申立期間②について記録が欠落している。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に支給したとされる脱退手当金は、短期脱退手当金であり、申立人は、その受給要件の「被保険者期間が6月以上3年未満の者で、戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小等により被保険者がその資格を喪失した後、更に被保険者となることなく一年以上経過していること」に該当している。

また、申立人が当該期間後に元同僚と設立したとするA社の共同経営者及び元同僚の合計3人についても、当該期間に係る脱退手当金が申立人の支給決定日とほぼ同時期に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い等、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「A社で昭和22年2月22日から勤務を始め、当該期間について継続して同社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人及び元同僚の親族は、上記のA社の設立時の共同経営者及び元同僚の合計3人を記憶しているものの、当該期間における当該3人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該同僚の所在は不明であり、申立人の当該期間の勤務実態及び当時の状況について証言を得ることもできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できるすべての被保険者15人のうち、唯一所在が確認できた一人に申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会し、回答があったものの、申立人の勤務実態、厚生年金の加入状況及び保険料控除について確認できる証言及び証拠は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が適用事業所となった日の記録は確認できないものの、整理記号番号1番から10番まで（申立人の*番を含む。）の被保険者の資格取得日は、昭和23年3月1日であることが確認でき、当該事業所は同日に適用事業所となったものと推認される上、申立人は、当該事業所の創業当初の従業員数は3人程度であったとしており、適用事業所となるべき従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性が考えられる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当該期間直後の昭和23年4月7日に払い出されていることが確認でき、当該払出しに不自然さはない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 2 日から 35 年 11 月 30 日まで

私は申立期間にA社（後に、B社）に引き続き勤務していた。年金記録が無いのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に引き続き勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 23 人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの 4 人が申立人を記憶していたものの、勤務期間について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、「申立期間当時、申立事業所が債権の存在を理由に管理していた別の事業所の経営を補佐していたことがある。」と供述しているところ、元従業員の一人は、「申立期間の直前に、事業所内でリストラがあった。そのころ、申立人は事業所内にはいなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、実姉の夫が申立事業所の事業主であったことから、取締役で財務を担当していた実姉の運転手を務めることがよくあり、「会社は資金繰りに困っていたことが度々あり、給料の遅配もあった。そのたびに、姉を銀行まで運んだ。」と供述しており、別の元従業員は、「時期は不明だが、私自身、経営者から『失業保険をもらってくれ』と言われたことが2回ある。」と証言していることから、申立事業所が資金繰りに苦慮していたことがうかがえる。

加えて、閉鎖登記簿謄本によると、B社は既に廃業しており、事業主及び財務担当者も既に死亡していることから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年8月まで

私は、A学校在学時に、学徒動員によりB社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA学校在学中に学徒動員によりB社で勤務していた。」と主張しているが、申立人と同様に学徒動員により同社に勤務していたとする複数の元同級生は、「昭和20年4月ごろから8月ごろまで勤務していた。」と証言している上、労働者年金保険法（現在は、厚生年金保険法）が完全施行されたのは17年6月1日であり、申立期間のうち同年4月から同年5月31日までの期間は被保険者となれない期間である。

また、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、昭和20年4月17日に資格取得したことが確認できるが、健康保険の番号だけが記載されていることから、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる上、当該名簿においては同様の記録の者が多数確認でき、これらの者についても申立人と同様に「学徒」の記載も確認できる。

さらに、B社は、「昭和17年1月1日から19年末までの間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できないことから、当社は申立人を採用していないと思う。」と回答している。

なお、勤労働員学徒については、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、健康保険法における「事業所に使用される者」と解することは適当であるが、労働者年金法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者

には該当しない取扱いとされている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月ごろから36年3月ごろまで
昭和34年ごろA市にあるB社へ就職した。会社は、C業務をしており、助手として勤務していたにもかかわらず、同社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A市にあるB社に勤務した。」と主張している。しかしながら、B社は、「厚生年金保険の資格取得者を管理している当社の台帳に申立人の氏名は無い。」と回答している上、申立期間当時から勤務している同社の総務担当者も、「申立人については記憶に無い。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、B社の元同僚の女性従業員の名前を挙げているものの、申立人は、「当該元同僚は既に死亡した。」と供述している上、「姓のみの記憶で旧姓は覚えていない。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、同姓の被保険者は見当たらないことから、当該元同僚に対し照会することができない。

さらに、申立人は「B社において、C業務をしていた。」と供述しているが、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がある複数の元従業員に照会したところ、「B社では、D業務をしていたが、C業務は行っていなかった。」と回答しており、申立人の記憶と一致しない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険番号に欠番はなく、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月ごろから 60 年 4 月 1 日まで
A 学校を卒業後、事務局の紹介で B 社に専門職として勤務した期間の厚生年金保険の記録が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について B 社に勤務していた。」と主張している。しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、当該事業所の名称及び類似する名称の事業所は確認できない。

また、B 社の事業主は、「申立期間当時は個人事業所であったため、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人を含む常勤従業員は、C 県 D 国民健康保険組合（以下「D 国保」という。）に加入してもらい、D 国保の保険料は給与から控除していたが、厚生年金保険の保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、C 県 E 総務課によると、「申立人が B 社において D 国保に加入していた記録が確認できる。」と回答しているところ、日本年金機構事務センターによると、「国民健康保険組合と厚生年金保険に同時に加入できるようになったのは、昭和 61 年 4 月 1 日以降である。」と回答していることから、申立期間については、D 国保に加入していた場合は厚生年金保険には加入できない期間であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から24年10月1日まで
私は、A市のB社の船で、C市から荷を積んで出港し、A市に到着するということを繰り返して働いていたが、申立期間の年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年8月1日からB社の船で働いていた。」と主張している。

しかしながら、B社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和24年10月1日であり、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、B社は、「当時の資料を保管しておらず、不明である。」と回答している上、申立人は、「船のことは、すべて事業所から船長に任されていて、船長にしか分からないはずであるが、船長は既に死亡している。」と供述しているところ、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間である昭和20年8月1日から24年10月1日までの期間に、船員保険の被保険者資格を有する元従業員は、全員が既に死亡又は連絡先不明のため、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間当時に、B社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、唯一回答のあった一人は、「船に関することは分からない。」と供述しており、申立期間当時の船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。